

第二十二回
参議院文教委員会會議錄第四号

昭和三十年五月十四日(土曜日)午前十時五十五分開会

委員の異動

五月十三日委員小笠原二三男君辞任につき、その補欠として荒木正三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 吉田 萬次君
竹下 豐次君

委員

川口爲之助君
堀 末治君
加賀山之雄君
高橋 道男君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
山田 節男君
松原 一彦君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 自治庁行政部 松島 五郎君
公務員課長 天城 勲君
文部省初等中等教育局財務課長 勲君

説明員

本日、の会議に付した案件
○本委員会の運営に関する件
○理事の補欠選任の件

○教育、文化及び學術に関する調査の件

〔紫雲丸沈没事件に関連し学童、生徒の修学旅行問題に関する件〕
〔鹿児島県の松元事件に関する件〕

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。

まず先刻開かれましての理事会の経過を御報告いたします。委員会の定例会を原則的に決定しておきたいと思ひます。そういうことに理事会で結論に達したわけでありまして。毎週火曜日は午後一時から、木曜日は、午前十時から、土曜日は、午前十時から、こう決定いたしました。あるいは時期によって多少の変更があるということもあり得ると、御承知をお願いしたのであります。次に、次回の委員会は来週十八日火曜日の午後一時からといたしたいという事になった次第であります。

以上のような申し合せであります。が、御異議ございませんでしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(笹森順造君) 御異議なければ、さうに決定いたします。

○委員長(笹森順造君) 次に、理事補欠互選を議題といたします。互選の方は、先例により委員長から指名したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議もないやうでありますから、委員長は理事に荒木正三郎君を指名いたします。

○委員長(笹森順造君) 本日の委員会の議題といたしまして、先ほど理事会において決定になりました案の一つ、紫雲丸沈没事件を議題といたします。

○矢嶋三義君 昨日の本会議における大臣の答弁によれば、文部省では係官を派遣して、つぶさに調査したということでございますが、昨日の本会議における大臣の答弁と重複しない範囲内において、さらにその後、新たに情報として入手された点について、あらためて本席で報告してもらいたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 事件が発生いたしました際、ちやうど京都に出かけておりました天城財務課長に本省から特命を出しまして、現地に赴かれて遭難者の弔慰をすると同時に、実情を調査して来るようにという事で現地に特派いたしましたところ、昨日朝帰つて参りましたので、その状況を天城課長から御説明申し上げさせたいと存じます。私からお話し願いたいと思ひます。

○説明員(天城勲君) 私、大臣の特命を受けまして出かけたのでございますが、交通機関の関係で到着したのが当日の夜の十時過ぎでございます。その夜、それからその後対策本部あるいは病院、関係各学校の児童生徒の父兄や児童や教員の集結しておりました場所をそれぞれ回りまして、御慰問申し上げると同時に、できるだけこの間の事情を調査いたしましたわけでございます。数字の上の問題につきましても、私が出発いたしましたから詳細なもの、が次々に参つて来ておりますので、すべてまだ最終的には固まつてないんじゃないかと思つております。なお同行に、もう一人事務官が参りましたんですが、それはなお、とどまつてその後の状況を調査し、わかり次第電報ないし電話で連絡が来ております。遭難の事情その他につきましては、新聞等で報道されておりますので、主として学校関係の問題を中心に概略御報告いたします。

修学旅行で遭難いたしました小学校は、高知、愛媛、広島、島根の四県の小学校と中学校の生徒児童でございます。お手元に出してございます資料、きのうの昼ごろまでの事情でございますが、三百四十九名の児童に対しまして生存者が二百四十九名でございます。このときまで死亡八十六名、行方不明十四名、それから教員は二十名おりましたが、十五名は生存して、あと四名がなくなつて死体はありました。が、なお一名行方不明、こういう状況でございます。私参りましたときには、ちやうどほとんどときを同じうしまして関係の学校の父兄も現地に到着された状況でございます。各学校の宿舎とも非常に何と申しますか、混乱と申します。か、興奮の状態でございます。先生や関係者にできるだけ当時の事情を伺おうと思ひましたけれども、なかなか皆さんの気持ちもまたその当時の雰囲気もさういふことを根拠し葉綴り話し合ふ状況でございます。それからしたので、しばらく時間をおいてからあらためて、さういふ点をお伺いするということ、あと事務官が続けていろいろなことをお伺いしておるわけでございます。

当時私がさういふ状態の中で、各関係者を私が回つてお話を伺つたときの断片的なことになりますけれども、事故が非常に瞬間的なことであったために、先生方としても、一言でいうと、児童の掌握がほとんどできなかった、さういふことを言つておられました。何と申しますか、連絡船ということ、十分前にはテープを飛ばして、非常に喜んで乗つておた瞬間のことであったため、非常に掌握が困難であつたということを繰り返して言つておられました。全体を結果的に見ましても、一般の乗客に比して児童生徒の犠牲者が多いのでございますが、これらの事情は、総合的にはまだ私の判断はつきませんが、断片的に伺つた話の状況からみましても、宇高丸と紫雲丸が接触して、かなり宇高丸に移乗した、要するに飛びおりたという人がおられますが、女の子はさういふ行為ができて、女の子にはそれが非常にやりにくかつた。

○矢嶋三義君 それは大臣から聞きまして、重複しないやうにやつて下さい。

○説明員(天城勲君) それでは全体として女の子の犠牲者が非常に多かつたやうでございます。病院に御見舞に参りまして、女の子で入院しているものが圧倒的でございますが、しかし重体といわれているやうな子供がなしとお医者様が言つておられたやうな状況でございます。その後遺体があるにつ

れて、遺体は納棺してそのまま郷里に
どんどん運んでおります。なお遺体が
あがらない者がございまして、関係
府県からも係官が出ておりますし、ま
だ残つて捜査を続けているようござ
います。昨晚の状況では、昨日は、
午後は潮流その他の関係で、遺体の引
き揚げが思うようにいっていません。
まだあがらない遺体があるので、非常
に悲嘆にくれている父兄が多いとい
うことを電話で報告がございました。

〇矢嶋三義君 報告はその程度で質問
します。
まず伺いますが、船員の方は、六十
人中死亡一名で、不明一名、合計二名
という資料が宇高航路事故対策本部か
ら出ております。ところが引率教員の
場合ですと、二十名中死亡四名、不明
一名、合計五名と出ているわけであ
る。この比率にいちじるしい差違を認
めるわけですが、これをいかように判
断されておりますか。

〇政府委員(寺本廣作君) まだこの死
亡率が多かつたとか、少かつたことな
どについて、その原因その他の一般の
事情が明らかでありませんので、当局
として判断を下す、それを公けにする
という段階に至っておりませんので、
御了承いただきたいと思ひます。

〇矢嶋三義君 これは今後究明するべ
き一つの点だと思ひます。さらに
その点について突つこんで数字を見ま
すと、なくなつた先生方四人の中に
は、女先生が三人入つておられるわけ
です。それから不明の一人も、これは
女先生ですね。こういう方々と水泳能
力、こういう関係はどうなつてい
るかという点も私は検討すべきこと
ではないかと思ひます。ひいては、こ

の修学旅行に参加する児童、生徒の人
員と引率教師との比率はいかやうにな
つてはならないかという点、そういう
数字が、いわば科学的なものが陸上旅
行の場合において、海上旅行の場合に
おいて、いかなる比率が適当であるか
といふものは、ある程度は出てくる
のではないかと思ひます。ことに、
最近海上事故というものは洞爺丸とか
あるいはこの紫雲丸をあげなくても、
小さな修学旅行の海上での事故とい
うものは頻発しております。そのとき
の引率教員の数とか、それから引率者の
具体的にいって、たとえば水泳技術の
問題とかいふものは、私は今後やはり
考慮されてしかるべき問題があるの
ではないか、私はこの六〇対二という数
字と二〇対五という数字はそういう面
だけとは考えておりません。いろいろ
な角度から一応私はこれは考えてみる
べき何物かを暗示しているのではない
かと思ひますので、これは当局におい
ても、さらに検討して頂きたい。それ
といふれこれは承知したいのですが、
新聞によりますと、亡くなった先生
の中に非常に水泳技術の優秀な方が
おられたといふことも承知しております
が、あるいは全く泳げないお方たも
おられたのじゃないかと思ひますし、
少くとも私はこれからの教員というも
のは、男性であつても女性であつても
は、ある程度の泳げる力というものは、
生命を預かつて旅行に行かれると
ころの先生方として私は是非具備して
いなければならぬ一つの要素ではな
いかといふことも考えますので、そう
いう角度からも検討して頂きたいとい
うことを要望しておきたいと思ひま
す。基本的には私が伺いたい点は、大臣

がいらつしやつておりませんから政務
次官に伺ひますが、修学旅行というも
の、この教育的価値といふものを文部
当局はいかやうに考えておられるかと
いふことをまず承知したいのです。

〇政府委員(寺本廣作君) まず初め
に、さっきの矢嶋委員からの御希望の
意見でございしますが、やはりこういう
修学旅行の場合、船の旅行をする、こ
ういふ場合に引率の先生が水泳能力を
備へられてゐることが適格である、た
しかに御意見の通りだと存じます。な
お船員の死亡の率とか、先生がたの死
亡の率とか、一般旅行者の死亡の率と
か、児童の死亡の率とかいろいろ比較
されて、どういふ率が適当かといふこ
とであります。これは申すまでもな
く、どこも一番少いといふこと。なか
な適切な比率といふものは出にくい
問題であらうと思ひますが、先生、児
童ともに水泳に事故防止という観点か
ら、なお一段力を入れる余地がある
といふ御意見だつたと思ひますが、そ
ういふ点、今後文部省で十分検討を加
へていきたいと思ひます。

〇矢嶋三義君 先ほど私が伺つた点に
ついては断片的に一部の検討と要望を
したわけですが、私は二十人の先生の
中に五人の犠牲者が出たといふ、この
高率の数字は一部新聞にも伝えられて
おりますように、いわゆる教育者の責
任感と児童愛という立場から、わが身
を挺してその救護に当たられた結果不慮
の犠牲になられた、まことに私は尊い
犠牲ではなかつたかと、かように私は
推察し、深く敬意と弔意を表してゐる
ものであります。それ以外にこの六
十対二の犠牲と二十対五の犠牲、そし
て男性女性の差別もあるわけですが、
何かそこに掘り下げてみるべき余地が
ありはしないかといふ立場において質
疑し要望をいたしてゐるのであります
から、さういふにおくみ取りを願ひたい
と思ひます。

〇政府委員(緒方信一君) ただいまの
御意見はまことにごもっともだと思ひ
ます。従来におきまして私も文部
省の中に修学旅行につきましても特に
研究協議会を設けまして、これは一時的
な研究会でございましてたけれども、こ
れは全く内部的な組織といたしまして
やつたのであります。そこにも関係
者が来ておられまして、いろいろお話
を聞いたこともございました。しかし
このたびの事件もございましたし、また
さういふ御意見もごもっともと思ひ
ますので、私もとしましては、
さらに修学旅行につきましても検討いた
したいと思ひます。つきましては、こ
れはまだはつきりいいたしませんとい
うことは申し上げかねますけれども、
ただいま御示唆のありましたような点
につきまして、十分考えていきたいと思
ひます。

〇矢嶋三義君 たとえば生徒、児童を
輸送するところの船に当つておる方が、
今日のこの団体の学生といふものは、
生徒、児童はこれはもし事故が起つ
たならば、これは特に大へんなんだと
いふような気持で輸送に当る場合と、
それほどの意識がなくて当る場合とは、
やはり僕は事故の発生率は違つてくる
と思ひます。そこで私はそういう

角度から話をやや飛躍させるわけですが、これは大臣答弁になりますので、政務次官代ってお答え願いたいと思うのですが、このことは、児童生徒の修学旅行は教室の延長である、次代の日本を背負うところの子女の教育の場だ、しかも義務教育だ、かようになれば、半ば父兄に対しては義務づけられたところの行事でございませう。その過程において事故が起った場合、これは何らかの形で国家補償の制度を私は設けるべきだと思ふのです。これは文部省内においてもそういう意見が寄り寄りあるように承わっておりますのでありますが、国家補償の法を設定すべきだ、そういうことになっておれば、今度は輸送の衝に当る人は、ここで事故を起したならば、かくくになつて大へんなことになるのだというよりな、素朴な、そういう気持があるだけでも私はずいぶん事故率というものは變つてくる。さらに教室の延長である生徒、児童の修学旅行の途中におけるこの安全というものは確保されるようになると思ふのですが、かような修学旅行中における事故に対する国家補償の処置ですね、これはとられるお考えやに承わつていられるのでございませう、そういうお考えで承られるのかおられないのか、おられるとするならば、大体どういふ内容においてその立法化をはかれようとしていられるのか承りたいと思ひます。統整する修学旅行中における事故が次々に報じられておる今こそこの問題を私は真剣に突っ込んで研究協議すべき段階だと思ひますので、大臣に代つて政務次官の御所見を承わります。

○政府委員(寺本廣作君) 児童の修学旅行が安全に実施されるための手段として、児童の旅行中の災害について国家補償を考えたかどうかということでございますが、非常に問題が複雑な性質を持つておる問題だと思ひます。教育計画の一部として実施されるものではございませうが、必ずしも義務的になつていないという点もございませうし、それから今のおあげになりました不参加者の問題などもございませうし、それから修学旅行以外の場合におけるやほり教師の監督の下に行われていゝるいろいろな行事の際の災害の場合とか、いろいろな広がりのある問題と考へます。災害補償について各方面の御意見がございませうので、十分傾聴いたしまして検討いたしたいと考へておりますが、まだ文部省としては国家補償の法律を作るといふところまで固つておりません。従つてその内容についていろいろ構想でございませうと申し上げるところまで参つておりませんので、その点御了承を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは今文部省では研究されているのかないのか、研究されているならば、どういふ点について協議、意見の交換をされているのか、御答弁を願ひます。

○政府委員(緒方信一君) ただいま政務次官から御答へがございました通りでございますが、まだ具体的な案について検討するといふ段階に至つておりません。いろいろ意見が各方面にございまして、そういう点につきましては十分検討いたしております。具体的な案はまだ立っていない次第でございませう。

○矢嶋三義君 まだ具体的な研究をされていらないということについては不満であります。怠慢です。そういう心がけが災害を誘発するんです。早急に研究して頂きたい。

○政府委員(寺本廣作君) 矢嶋委員のお話の中で、私らよつと聞きもらして了解が十分つきかねてゐる点がございませうが、お話の中で災害補償を国がすれば交通機関の関係者が非常に警戒心を持つて災害防止に役立つだろうと、安全になるだろうという御趣旨のようには御意見のうちに今伺へました。

○矢嶋三義君 それはつきたりで、従の従であつて、そういうところに主眼があるのではございませう。問題は義務教育といふことと、それから教育行事の、換言すれば教室の延長としての修学旅行である、この二つが論拠になるわけですか。

○政府委員(寺本廣作君) お話の御様子では学童の国家災害補償法の狙ひは災害防止といふことが主眼ではなく、教育の実施を円滑にやるということに主眼があるようにも拝承いたしました。が、災害補償といふのはやはり災害が起つたための損失を補てんするといふやうなことで、やはり父兄の負担なり災害が起つたために子供にかかる治療費であるとか、それから父兄の受けた損失を補償する損失補償であれば、どうしてもそつちの方に狙ひがあるように考へられまして、この制度の狙ひといふものも、もう少しやはりこれは議論してみよう余地があるのではなからうかと考へております。

○矢嶋三義君 いずれこの問題は懇談になつてから伺ひませう。

○政府委員(寺本廣作君) 新聞に文部省は修学旅行の基準を新たに設定して、そして各教育委員会に指導と助言をする意思があるやに伝えられてゐるわけでありませう。その意思があるのかどうか、あるとすればどういふ基準を設けられようとしてゐるのか。私はここでやや具体的に伺ひますが、修学旅行の日数はどの程度が適當であると考へられ、また生徒、児童の参加率は、少くともどの程度の参加率がある範囲内にやつたがよろしいだろうといふような助言、指導をされようとしてゐるのか、そういう点の答弁を求めたいと思ひます。私はこういうことを伺ひたいわけは、先ほど政務次官が言われたように、私は修学旅行の価値といふものは、やはり大きいと思ひますので、社会訓練をするという立場から言つても、団体生活の訓練をするという点から言つても、さらにまた生徒、児童の個人にとつては、人によつては一生涯一度になりますか、楽しい修学旅行であつてこれはあらゆる角度から評価といふものは相当高くしてよろしいと思ひます。その場合に、やはり負担と子供の体力といふ立場から、日数にもやはりあらゆる角度から検討されたい合理的な数といふものがあつてしかるべきであるし、また望むべくは、該当生徒、児童が全員参加できることが望ましいわけであつて、それが全員参加できなくても、まあこの程度の参加率があれば実施してよからうといふ、やはり教育的な数字といふものがあるだろうと私は思ひます。承るるところによると、私立学校等では比較的に

父兄の金力は豊かである関係か、相当多額の経費でも、参加できない人にはあまり考慮しないで、参加できる一部の生徒を参加させて旅行計画を立てる学校も一部にあるやに承わつてゐるのですが、そういうものがあるのかどうか。それらに対しては、文部省としては基準といふものを考へられるとすれば、どういふお考えで承られるのか。この際その御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 御承知の通り、本年四月修学旅行につきましましては、文部省の主管局長から都道府県教育委員会、都道府県知事、その他関係方面に詳細な助言、勧告の通牒を差し上げております。それによりまして、日程などにつきましても、いたずらに遠くまで出かけるというよりなことでなく、手近な所で教育効果の上るような所を選ぶとか、それから参加率についても、できるだけ多数の者が参加できる旅行計画を作るように、乗りのものについても安全を期するように、その他いろいろのことをままとめまして、通牒を出してございませう。しかし、これがいづれもまあ抽象的な方針を書いてあるものでございませう。参加率は何%でなければならぬとか、日程は小学校であれば何日何泊でなければならぬといったような画一的な基準は示しておりません。今度の災害にあつた学校でもまづまちなやうでございませう。で、市の教育委員会や町村の教育委員会では、それぞれ具体的なものを持つておられるやうであります。それを文部省が画一的な基準を示して規制をしていくといふやうなことにございましては、文部省としていさか行

き過ぎではなからうかという気持ちもいたしまして、今までのところそういう積極的な措置を講じておりません。しかし、こうした修学旅行での災害が頻発いたしております現状から、さらに文部省の都道府県教育委員会に対する指導を強化すべしという意見もございまして、具体的な基準の設定については、一歩進めて研究してみたいと考えております。

○矢嶋三義君 局長の御意見は……。

○政府委員(緒方信一君) ただいま政務次官のお答えの通りでございますが、現在文部省といたしましては、相当詳細にはわたっておりまして、けれども、具体的な基準というものは示していないわけでございます。それは各都道府県なり市町村の教育委員会において別に定めているところもあるようにございます。そこで、日数、参加率等についての御意見でございますが、各都道府県におきまして、日数等につきましてはは大体きめてありますが、参加率につきましては、きめてあるところがあるようにございます。これら全国の実情等もいろいろ検討していきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 じゃ具体的に何ってみたいと思ふのですが、天城事務官は出張されて調査されたそうですが、具体的にたとは愛媛県の庄内小学校、それから島根県の川津小学校ですね、この旅行計画は何泊何日で、その旅行距離は幾らというようなことを調査されておりますかどうか。もし調査されているとするならば、文部省としては別に規制するという意味でなくて、その計画は教育的な立場から妥当であるとお考えか、それとも別に何か意見を

持つておられるか、具体的に伺いましょう。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど天城課長から御報告をいたしたと思ひますが、調査があつた場合の際でございますので、まあ十分いついていない点はもちろんございしますが、一応調べました点を御報告申し上げます。各学校について申し上げますが、愛媛県の庄内小学校でございますが、これは一泊二日の計画であつたようにございまして、行き先は愛媛県の庄内から高松に出まして、高松から連絡船に乗って宇野に参りまして、そして引き返しまして琴平に一泊して帰る、こういうふうな計画、これは連絡船に乗せるという点も、おそらく修学旅行の計画の中ではあつただろうと考えております。

それから広島県の木之江南小学校、これはたしか広島県の豊田郡と申しましたか、島の中の学校でございます。それでこれは二泊三日の計画だつたように聞いております。これは木之江を出まして、愛媛県に渡りまして琴平に一泊し、それから翌日高松に出て十一日に岡山に行く。それからまた倉敷、尾道を経て、そしてぐるりと廻つて帰る、こういう計画であつたように思ひます。

それから島根県の松江市の川津小学校であります。これは二泊三日の計画であつて、高松に渡りまして琴平まで行く、それから屋島を見学して、十一日に岡山に宇野から出る、それから帰るという計画であつたように聞いております。

それから高知県の南海中学校であります。これは中学校でありまして、四泊五日の計画で、行き先は大阪、京都の方を目指して行くという計画であります。その途中であれにあつたというところであります。

そこで、先ほど申し上げましたように、まだごたごたの中でありまして、詳細いことはよくわかつておりません。先ほども申し上げましたように、この中には島の中の学校もあるようでありまして、その学校の事情につきましまして、やはりそれが適当であるかどうかというところは考慮すべきであるかと存じますが、一応のことは私もやはり学校の実情がございまして、これらの点も十分勘案いたします。これは十分きつしたことは言えないかと存じます。御了承願ひいたします。

○矢嶋三義君 私はそれだけの調査資料によつてこの計画は適当であつたか、あるいはやや過ぎていたとかいふような批判というものは下されないと申すのです。ただ私は文部省に特に要望したい点は、ともかくわれわれは価値のある修学旅行を子供にさせた、生徒、児童はしたいと思ふのです。その場合に、こういう事故によつて修学旅行というものにおおげづくようなことになつたら大きな立場からマイナスになるので、そういうことがあつてはならぬと思ふのですが、その計画を許可されるのは教育委員会です。可されておるわけですね。その場合に、学校医といふものもあるし、また教育委員会には保健体育課等、それぞれ専門家があられるのだから、体力的に、また専門に医学的な立場からこの計画は妥当であるかどうかということをはんとし、真剣に検討するように、

文部省としては指導、助言を予えてもらいたいと思ふのです。非常に子供が疲れ切つた姿で——これは教育委員会で強いワクをはめるのだと思ふのですが、そのワクを最大限に生かしてできるだけ子供に多く見せたいという親心からいろいろ計画されたいというところが、実体力の弱い子弟を持つところの親は修学旅行に子供が参加するのがこわいようにして、非常に疲れ切つた姿で、やや欲ばつた計画といふものがときどきあるのではないかと。それから特に何泊何日と言いますが、九州から東京あたりに来る場合を見ると、まあ五泊する場合も半分以上の三泊は汽車の中ですね。それで登の上に休むのは二泊だと、しかもその汽車に頭を突つ込んで見ますと、四人掛のところに初めから、六人掛にして、四人だけ腰かけて、あとの二人はかわるがわるあの床に新聞その他を敷いて休むというふうな計画でやられておるようですが、これは文部省で規制するという意味ではなくて、大きな方針のもとに、安全な楽しい、効果の上る修学旅行をやるという立場から、真剣に私は考え直してみなくちゃならぬ問題ではないかと思ふのですが、あなたの方ではないかというに状況を把握され、お考えになつていらつしやるか、この際御所見を伺いたい。

○松原一彦君 関連して……。私も今矢嶋氏の言われる通りに、汽車に乗るたびに、修学旅行に出会いますと、子供について、あるいは生徒に対して、その日程、計画費用等を聞いております。私の聞いた一番大きいのは、北海道の北の端から来たので、四国まで行つて費用が約二万円、小遣いはと聞

いたら約一万円、三万円要るかと言つたら三万円、九日か十日であつたと思ひますが、よくそういう負担ができると思つて驚いたのであります。むしろ非常識に驚いたのであります。むしろ小学校の生徒は義務教育であつて、どんな貧乏な子供もことごとく収容しているのがその実態であります。それが派手な二泊三日、船に乗り汽車に乗つて中国から四国まで、しかも琴平、屋島等の遊覧的な計画を立てて回るといふことも、また私は非常識だと思ふ。それは文部省に對しての矢嶋委員がいろいろ御質問になることも、もつともではあるけれども、文部大臣は今日の制度の上からは監督権も指揮権もない。私はこつこつとこつこつと日教組あたりが責任を持って、教員みずから研究すべきではないかと思ふ。教育者自身がこつこつとこつこつと命をかけて研究すべきで、大事な大事な子供をあずかっている教育者が、私はかくのごとき放漫なる計画を立てることに憤りを感ずる。私はこつこつとこつこつと文部省は日教組の当局者と十分御研究になつて、そして御相談になつたい。産前産後の休暇等しきりに要求しておる。日本の経済がどんなに苦しいかを知つておるかどうか。そして一方には子供の家庭の負担をも考慮せず、無謀な計画を立てている事実がた

くさんある。私は指摘することができ。これこそ教育委員会に責任を負わすべき性質のものではない。文部大臣は教育者であるといふことを私は強く申したい。私も半生を教育にみずから従つて参つたものであつて、修学旅行などを思ひ立つときには、非常

いたる約一万円、三万円要るかと言つたら三万円、九日か十日であつたと思ひますが、よくそういう負担ができると思つて驚いたのであります。むしろ非常識に驚いたのであります。むしろ小学校の生徒は義務教育であつて、どんな貧乏な子供もことごとく収容しているのがその実態であります。それが派手な二泊三日、船に乗り汽車に乗つて中国から四国まで、しかも琴平、屋島等の遊覧的な計画を立てて回るといふことも、また私は非常識だと思ふ。それは文部省に對しての矢嶋委員がいろいろ御質問になることも、もつともではあるけれども、文部大臣は今日の制度の上からは監督権も指揮権もない。私はこつこつとこつこつと日教組あたりが責任を持って、教員みずから研究すべきではないかと思ふ。教育者自身がこつこつとこつこつと命をかけて研究すべきで、大事な大事な子供をあずかっている教育者が、私はかくのごとき放漫なる計画を立てることに憤りを感ずる。私はこつこつとこつこつと文部省は日教組の当局者と十分御研究になつて、そして御相談になつたい。産前産後の休暇等しきりに要求しておる。日本の経済がどんなに苦しいかを知つておるかどうか。そして一方には子供の家庭の負担をも考慮せず、無謀な計画を立てている事実がた

くさんある。私は指摘することができ。これこそ教育委員会に責任を負わすべき性質のものではない。文部大臣は教育者であるといふことを私は強く申したい。私も半生を教育にみずから従つて参つたものであつて、修学旅行などを思ひ立つときには、非常

な苦勞をして、全員が行かれる可能性の範圍をまず確かめて、行けない子供のために金を作ってやつて、九九％病人じゃない限りは連れて行くようにして参った記憶がある。そうして危険のないように工夫に工夫をこらし、あらかじめ教員にそのコースを歩かせて、時間なりはからせてやつてきたことをはっきり記憶しております。果して今のこの計画に教員を派遣してそのコースをはからした事実があるかどうか、宿屋の部屋を檢分した上で泊らしたかどうか。ただ子供たちの好ききらいによつて、子供の自治々々といふて、子供がどこまで行きたがるというやうなところから、それによつて計画を粗放に立てておはせぬか。お調べになりますならば、今回行ったこの四つの学校の在籍児童と旅行に参加した児童のパーセンテージ、その費用、その出所、なお補充した費用があるならばどこから補充したか、その計画に対してはあらかじめ踏査したかどうか、どういふ周到な計画を持てたか、どうかといふことをよくお調べになつて御報告をいただきたい。第一次の責任者は引率教員にあり、その学校の校長にあるといふことを私は明確にしたいと思ふ。人を責める前に、まず教育者みづから反省しなければならぬ。私は非常な憤りを感じておるといふことだけを申し上げて、御所見を伺います。

松原委員は、責任は校長にある、教員に責任があるという角度から質問を展開されておられるわけでありまして、私の質問は文部省の責任を追及し、教育委員会の責任を追及しているではありません。私はこのたびの事故はいかに綿密な計画で、いかに用意周到に乘船したにいたしましても、かような伝えられる運輸を国鉄当局はやる上においては、この事故は教師あるいは乗客個人々々のいかなる努力と良識をもつてしても防ぎ得なかつたと思ふ。だから今度の事件に関する限りは、完全にこれは国鉄の責任だといふことは明々白々だと思ふ。しかし私は今後引き続き行われなければならぬ修学旅行について、より立派にするために、建設的な立場から、今の文部省といへども助言と指導の権限を持つておられるし、また修学旅行について基準を設ける構想もあるやに伝えられたので、どういふ御見解を持ち、また指導と助言をされるかという立場から私は伺つておるわけでございますから、松原委員に対する答弁とは切り離して御答弁をお願いしたいと思います。なお私はかく申すからといつて、かつて私も教師をやつたものでありますが、修学旅行の計画等について教師がやらせていることについて、万全であるとか、不備があるといふやうなことを私はここで責任と確信を持って発言するだけの今資料を持っておりませんが、まあ事故が起るときにはいずれに若千の反省すべき点があると思ふ。ただしかし、今の修学旅行といふものは、これは皆さん人の子の親として御承知の通り、ほとんど小学校、中学校、高等学校までも、そういう傾向が

強いのでありますが、修学旅行計画といふものはPTAが非常に発言権を持つておることは御承知の通りでありまして、PTAと学校。PTAには、教師が入るわけでありまして、父兄とそれから教師との協議に基いて計画が立てられているのでありまして、反省すれば、指導権を持つべき教師と、それから自分のかわい子子供にできるだけ、とにかく、かわい子には旅させて、旅させてやりたい親心といふ父兄の立場から案が作られるわけでありまして、この立案に當つてさらに慎重でなければならぬといふことと、その計画に許可を与えるところの教育委員会もさらに慎重でなければならぬといふことはいえると思ふのですが、まあ私の質問は先ほど申したやうな立場でございますから、その点ちよつと。

○松原一彦君 関連して。私が矢嶋氏の質問に関連して申したのは、矢嶋委員の質問の中に汽車の中の状態を説かれたことに関連したのです。汽車の中の状態をわれわれは常に見ておる。これは決して非常の事件が起つたから言ふべき言葉じゃない。今回の雲丸の事件はまさに気の毒千万なことではあります。宇野、高松間の航路は、これは国鉄の直営コースであつて、私どもは何十回か乗つておる。しかも瀬戸内海におけるきわめて安全なコースであつて、ただ一回雲丸には船歴の上に不祥なことがあるやうでありますけれども、毎日何十回か通つておるあの船に子供を乗せることは、必ずしも私は不慮ではないと思ふ。当然汽車に乗せるのと同じことで、災難は不時に起つた災難によつて私どもは反省

しなければならぬと同様に、ふだんからの修学旅行といふものに対する心がまえをこの際特に反省してみたい。それは矢嶋氏の引例せられたことについて私は申し上げたわけですが、そういう点から申しても、この雲丸の不祥事件に関連してお調べ下さるならば、その資料として計画並びに計画を立てるに當つての準備的な調査或いは旅費の集め方、その補充の方法等をもあわせて関連してお調べの上に御報告をいただきたい。

なおこれに対しての結論はいずれわれわれがこの委員会でも出したが、しかし一方には第一次の計画責任者である学校長並びに引率教員等の反省に待つべきお考えはないかどうかといふことを関連して質問したいのです。そういう意味においてお答えを政府委員の方からお願ひしたい。

○政府委員(寺本廣作君) 矢嶋、松原両委員の貴重な御意見がありたく傾聴いたしました。たくさん犠牲者を出した事件でございますので、一応見たところでは国鉄の責任によつて起つた事故で、私どものほうの所管しておる旅行計画やら不時の場合の教育計画には、大きなそがなかつたやうに見えておりますけれども、たくさん犠牲者を出してこれが無になりませんやうに、この機会に旅行計画に関する方針が今のままでいかどうか。それから災害の場合の応急の事態に処するための子供の教育などが遺憾ないかどうかといふことについては、あらためて検討を加えたいと存じます。

なおただいま松原委員から御指摘がありました個々の点につきましては、修学旅行の計画を再検討する場合の貴重な資料となりますから、今度の事故に関連いたしました詳細調査をしてみたいと存じます。

○矢嶋三義君 どうも政務次官の答弁は、質問せんでも同じやうなことでして、具体的な内容を伴わなければ、常識的な質疑応答を繰返したつて問題は解決しないと思ふ。私は具体的に伺ひますが、松原委員たちの貴重な意見を聞かせていただいて、どういふことをされるのですか、それを伺ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 矢嶋委員からの御指摘は旅行に非常な無理がかつておる、旅行計画について、たとえば定員が四人のところは六人もかけさしておるか、夜汽車が非常に多いとか、それからやはり旅行の日程作成に、また乗りものに対する定員の詰め方に非常に無理があつたりしておるのじゃないかといふ点が御指摘の要点であつたやうに考えます。そういう点は今文部省から出しております通牒では、抽象的に過ぎる、さらにこれを具体化するかどうかといふことが問題であらうと思ひます。で、具体化しますにつきましては、ここに起つておりますいろいろな事件、事実を取上げて、そうしてそういう事実を資料としながら、さらに今の通牒を具体化してゆくべきものだと、こう考えます。

それで松原先生御指摘がありました点は、費用の点であるとか、旅行計画を立てる場合に事前踏査をしたかどうかといふような点では、やはりこの旅行計画に関する文部省の通牒をさらに具体化する場合には、貴重な資料であらうと思ひます。そういう点で両委員

の御意見に私どもは敬意を表して承
わつたわけでありまして、文部省の通
牒をさらに具体化してゆく場合に、具
体的に今の御意見に従った検討を加え
てゆきたいと考えております。

○矢嶋三義君 私に具体的に伺いま
す、さういふお考えは持つておられま
せんか。それは目的としては修学旅行
を安全に十分の目的を発揮させるため
に、たとえばさういふ修学旅行に関係
ある各官庁、それから各県の教育委員
会のこれを所管している方、それから
この計画の実施に至る大なる関係を持
つて、さういふ修学旅行団体を持つ
て、さういふ業者の団体があると思
うのですが、それからPTAと、さうい
う方々が如何ようにしたら安全にして
修学旅行の一〇〇%の成果をあげられ
る方策があるだろうかといふような
研究会ですね、さういふことをされ
るのも、それはたとえ結論を出さな
くともいろいろ意見を言い、さうい
う場合があった、ああいう場合があ
つたといふ見聞を広めるだけでも、す
でに私は結論を出さなくても相当の成
果があると思ふのですが、何らかさう
いふ具体的な進展がなければならな
い、これが第一点と、それからもう一
点は、この事故と直接関係がないの
ですが、やはり修学旅行という立場
から関係があるので、おそろしく
私は警察方面でやっているのでない
かと思ふのですが、警察でやられて
資料があつたら文部委員長のほうで
要求していただきたと思ふのです
が、そのことは、東京にずいぶん修
学旅行生が来るのですが、この修学旅
行生の生計と申しますか、これを文部
省として調査されたことがあるかど
う

か、あつたならどういふ結果が出てお
るか、資料として出していただきた
い、やつたことがなければ今後やるお
考えがあるかどうかですね。また文部
委員長にお願いしたいところは、警察
でおそろしくやつたことがあるのじゃ
ないかと思ふのですが、それも今後修
学旅行の問題を検討するに當つて私参考
にしたいと思ふので、資料として
要求していただきた。以上二点に
ついて伺います。

○政府委員(緒方信一君) 第一点の今
後の研究を進める方法といたしまして
関係官庁、教育委員会関係、そのほか
関係者等の意見を広く聞くような意向
があるかどうかといふことでございま
すが、私どもも先ほどおちよつと申し
上げましたように、以前におきまして
もさういふことをやつたのでございま
すが、さらに範囲を広げまして、ただ
いまお示しのような方面にも広く意見
を聞くような機会を今後作つて検討を
進めて行きたいと存じます。

○矢嶋三義君 もう二、三点で終りま
す。警察で調査されておることがある
と私は承知しておりますが、さうい
う点に文部省として資料を要求し、意見
を聞いたことがありますかどうか、所
管課長に伺ひます。そんなことを
やつてなかつたら無責任ですよ。怠慢
ですよ。私でもある程度の生計を知つ
ていますよ。

○政府委員(緒方信一君) 正式に連絡
をして資料を要求したことは今までは
いふようでございまして、今後一つ十
分連絡をしてゆきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 さういふことをせむと
もやらなくちゃならぬといふ義務づけ
られた問題ではないけれども、修学旅
行という問題は大きな問題だけに、一
国の文教の責任官庁としては一応の把
握をするところの誠意と努力といふも
のがなければならぬと思ひますので、
その点は要望いたしておきます。

○矢嶋三義君 そこで私は何うのであ
りますが、当然これは教育職員は業務
中の死亡であります、教育公務員と
してこの遺族のかたはどういふ取り扱
いを受けるのか、紫雲丸の犠牲者の全
般についてはこれは国鉄の責任が明確
になりましたので、法律に基いて処置
されることになるわけでありまして、
その犠牲者の中の教育公務員が業務中
に死亡されたという点について教育公
務員という立場からはどういふ取り扱
いを受けるのでありますか、伺いた
いと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 公務員の業
務中における災害に關しましては公務
員災害補償の二にありまして、遺族補
償あるいは葬祭料等の支給があること
になつておりますが、おそろしくこの
たびのこの殉職もこれにのつとて取り
扱うことになると考えております。な
お詳細のことは調査いたしてからお答
えいたします。

○矢嶋三義君 私が伺いたいポイント
は、国鉄が全犠牲者に対してその責任
者としての補償をやるでしよう。これ
とそれとの関係はどうなるかといふこ
とを伺ひたいのです。

○政府委員(緒方信一君) 国鉄の方の
あれは甲斐金であらうと考えますが、
これは法律に基きます災害補償であり
ますから、全然別個の適用であると考
えております。

○矢嶋三義君 この点に關する質問は
これで一応切ります。

○松原一彦君 ちよつと速記をとめる
ようにして下さい。

○委員(長(笹森順造君) 速記をとめて
下さい。

○委員(長(笹森順造君) 速記をとめて
下さい。

○委員(長(笹森順造君) 速記をとめて
下さい。

○山田節男君 今回の紫雲丸の惨事に
關連して、今日各委員から修学旅行
の問題についていろいろ御意見があつた
のですが、先ほど松原委員それから矢
嶋委員からも、この修学旅行の根本問
題について禁止すべきじゃないかとい
ふ、あるいはさういふことを考えるの
は愚である、さういふ御意見があつた
ように拝聴したのですが、私は長く
ヨーロッパにおつた者として、私自身
も小学校、中学校の修学旅行の非常に
楽しい思い出を今もつて非常に価値あ
るものだとおもふと思ふのですが、
しかし文部省として小学校、中学校
の、いわゆる修学旅行に汽車、船等を利用
するの二日、少くとも三日以上の
修学旅行は考へるべきじゃないか、こ
とにヨーロッパ、アメリカにしまして

天城課長に伺ひますが、私は昨日の
松村文相の本会議における答弁を厳
な気持ちで拝聴いたしました。また日刊
新聞を通じて承知したところによ
ると、二十人の先生の中で五人の犠
牲者が出たといふことは、やはり一部伝
えられておるうちに、本日に突発的に
起つた事件の中で先生がたはやはりそ
の責任感と師弟愛のもとにわが身を挺
して一〇〇%の活躍をされて本日に
おのちの毒な犠牲者となられたといふ
点に私は深く敬意と弔意を払つておる
ものでございまして、現地に調査され
た天城事務官は、いかように判断して
歸られたか、私は伺ひたいと思ひま
す。

○説明員(天城事務官) 先ほど最初に申
し上げましたように、事態がまだ落ち
ついておりませんので詳細なことは調
べてきませんでしたけれども、一例を
申し上げますと、広島の上井信行先生
は、亡くなられた先生ですが、この先
生は島の育ちで非常に泳ぎも上手で、
みずから船へ入つて生徒を探しに行
かれたのだ。それはその学校の校長先生
から直接お聞きいたしました。その他
のさういふ事例がたくさんあるのじゃ
ないかと思つて、あと續けて残つてい
るものに調査を頼んで私は歸つて参
りました。一例でございましてくれま
せんけれども、この先生は一応無事に
宇高丸に上つたか、とにかく一ぺんそ
の場では無事であつたさうですけれ
ども、あらためて生徒を探しにゆかれ
た、それで犠牲になられた、さうい
ふに校長先生から伺つたわけでご
ざいます。

○矢嶋三義君 それでは速記
を始めていただきます。

○山田節男君 今回の紫雲丸の惨事に
關連して、今日各委員から修学旅行
の問題についていろいろ御意見があつた
のですが、先ほど松原委員それから矢
嶋委員からも、この修学旅行の根本問
題について禁止すべきじゃないかとい
ふ、あるいはさういふことを考えるの
は愚である、さういふ御意見があつた
ように拝聴したのですが、私は長く
ヨーロッパにおつた者として、私自身
も小学校、中学校の修学旅行の非常に
楽しい思い出を今もつて非常に価値あ
るものだとおもふと思ふのですが、
しかし文部省として小学校、中学校
の、いわゆる修学旅行に汽車、船等を利用
するの二日、少くとも三日以上の
修学旅行は考へるべきじゃないか、こ
とにヨーロッパ、アメリカにしまして

お詳しなことは調査いたしてからお答
えいたします。

○矢嶋三義君 私が伺いたいポイント
は、国鉄が全犠牲者に対してその責任
者としての補償をやるでしよう。これ
とそれとの関係はどうなるかといふこ
とを伺ひたいのです。

○政府委員(緒方信一君) 国鉄の方の
あれは甲斐金であらうと考えますが、
これは法律に基きます災害補償であり
ますから、全然別個の適用であると考
えております。

○松原一彦君 ちよつと速記をとめる
ようにして下さい。

○委員(長(笹森順造君) 速記をとめて
下さい。

○委員(長(笹森順造君) 速記をとめて
下さい。

も、もう小学校、中学生で汽車で三日も四日も旅行するということはほとんどありません。この旅行といえは青年になつてからやる、少くとも十七、八歳以上のものが、しかも学校が指導するのではなく、たとえばYMCAあるいは青年連盟あるいはその他宗教、いろいろな組織があつて、そういうものを通じてやる、日本は生活様式も違ひますし、それから教育の伝統も違ひから、また経済上いろいろなことから、こゝろから修学旅行という特殊なものが、日本に教育の伝統として残つておるのではないかと思ふのですが、今日ラジオが発達し、テレビジョンもあり、また写真にしても天然色もあり、もう坐りながらしてそこに行つたと同じようなものが今日は身辺にあるわけですから。さらにこれを百聞は一見にしかずといふことも、これはもちろん私は決して無視するものじゃないが、従来のような小学生、中学生のような十五歳前後以下の者を長途に旅行させるということがいいか悪いかといふことは文部省としても再検討しなくちゃいけないと思ふ。すでに時代が違ひるので、ヨーロッパでは、日本の言うような修学旅行というのは、エクスカージョンはやりませんが、ピクニックはやりませんけれども、集団的に三日も四日も旅行するといふことは極めてまれです。例外的な場合にしかやらない。こゝろ明治の時代、大正の時代と、昭和の時代はテレビジョンありラジオあり、その他交通、通信機関といふものがあるが、今日の子供はもう時代で、かわい子には旅をさせるというやうな気持は、もういたくない小学校

生、中学生にさせなくてもいいんじゃないかと思ふ。ことにこれは私も、まあ外部の者として修学旅行による子供が非常に苦勞する。私たちの子供が、四日旅行すれば非常に疲れて帰つてくるという事は事実です。しかし同時に大きな利はこれがある。私が出でゐることは否定できません、私の体験から。しかしこれは初等教育の根本方針として、修学旅行といふ今までのやうな修学旅行のあり方がいかにあるかは、これは考えなくちゃいかん。今矢嶋委員の御質問にあつたやうに、何十万と東京に来る、修学旅行に出てくる小学生、中学生の生體を調査したことがあるか、調査した事実はなにかといふのです。これは私は意圖とまでは言わなくても、文部省に初等、中等事務局としては、これは考えなくちゃいけないのじゃないか。私はむしろこれは弊害が非常に大きいので、そういうものは十七、八歳以上になつて世のことも少しわかつて来て旅行する機会を与えた方が本人のためにもいいし、またあえて一律に修学旅行させるというやうなことにすれば、経済的な面において、家庭においては困る家庭があると私は思ふ。ですからこの問題については、これはもう一つ文部省が、結論を出さなくともいいけれども、事態をどういふ事態にあるかといふことの生體といふ事か、事態はやはり究明して、その結論は世論に問うなりあるいは国会に問うなりして、ことに文部省として、昨年の相模湖あたりまた今年の紫雲丸あり、またその他新聞にも出ない幾多のバスが転落したといふやうなことで、年々どのくらい

小学生が修学旅行のときに人命を失つておるかといふこと、これは文部省としても、こゝろ根本問題を解決する必要があると思ふ。一体そういうことを今日まで緒方君はそういうことを思つたこともあつたのか、また今後再検討する必要があると考えるかどうか、この点を一つ真剣に取り組んでもらいたいと思ふが、これに対する御意見を伺いたいと思ふ。〔大賛成です。〕〔その通りと申す者あり〕

○政府委員(寺本廣作君) 修学旅行そのものについての根本的な再検討を加へるやうにといふ貴重な御意見をいただきます。先日ある新聞の論説にも、日本ほど小学校、中学校の修学旅行の盛んなところはないといふ批判的な意見も出ておつたのを讀みました。やはり同じやうな意見だつたと思ふ。しかし世間一般の考えはやはりそこまで一挙に行き得ないのではなからうか。農村その他の地方で大人になつてからなかなか旅行できかねる実情もございまして、また学校外で旅行する機会も比較的少ないやうでありますので、今一般の世論として直ちに修学旅行を大幅に縮小するとか取りやめるといふところまで進むことは、今直ちにそこまで行くことはどうだらうかと考えます。しかし非常に貴重な意見でありますし、われわれとしては十分その点研究してみたいと存じております。

○政府委員(緒方信一君) ちょっとその点について補足しますが、文部省といたしましては各県におきます修学旅行の実施状況につきましては、資料もとりました一通りの調査をいたしております。先ほど私申し上げましたのは東京におきます学生の生體と申しますか、これらについて系統的に調べたものがあるかといふ意味で私お答えいたしましたわけでございまして、これは文部省としましてもあるいはあつてこつち見て回つたり、断片的なことは調査する方法はまだなかつたといふことを申し上げた次第でございまして、全国におきます大体どういふ基準を、旅行の期間をきめておるか、教育委員会といたしまして、それからあるいは費用の点とか、先ほどもお話がありましたやうに、それを補充していろいろ方法はいろいろあつたやうなことを資料はまとめております。これらの点につきまして検討してみたいと存じます。

○山田節男君 これは私たちがもつと根本的に考えなくちゃならぬといふことは、日本の教育がこれはこゝろ新しい憲法で、もう主権在民の民主国家になつたといふことが、どうも私は外部から見てみると、日本の教育といふものはやはり依然として何といふか、パターナル、後見的といふんです。やはり民主的な教育でないんです。民主主義といふか、デモクラシーといふものの基盤が植へつけられておらんがために、教育の面においても文部省のやり方にしても、今日の教員のいろいろなイデオロギーといふことはとにかくとして、實際見て欧米の教育あるいは欧米の文部行政から見ても、はなはだ日本は封建的なパターナルの非常な残滓が残つてゐると思ふのです。そこに修学旅行といふことの貴重なこともお互いにわれわれも頭が改まつていないから、かわい子には旅をさせると

か、あるいはそういう小学校、中学校時代にはなるべく中央を見させてやつた方がいいという思いやりが私にもあります。しかし實際民主主義を徹底させまして、家庭生活においても社会生活においても、一方においてもどんなYMCAのやうないろいろな施設を利用するといふことが出てくるし、また家庭においてもいろいろな無理をしても、質屋に入れてまでも子供に修学旅行をさせるといふことがいかに悪いことかといふことは民主主義ではありせん。

〔委員長退席、理事竹下豐次君委員長席に着く〕

だから日本では一切の民主主義の生活あるいは教育がどういふものであるかといふことを、真のデモクラシーに基いたやうなものを感ぜていないのじゃないか、そこに修学旅行といふものが非常に価値があるのかどうか過大評価されているのです。そこで子供に干渉しなくともいい、それはできないものはしょうがないし、機会があれば大きくないでいふでも旅行できるのだし、むしろそういうやり方の方が私はデモクラシー、民主教育だと思ふ。今のやうに干渉し過ぎたやうな、質屋に入れて子供を旅行させるといふことが家庭生活においてもいいかどうか、これはもう少し私は自由意思を尊重することがなければならぬ成長するかどうか、私は文部省としても考えなくちゃならぬと思ふ、ですから私は根本問題として……。

○理事(竹下豐次君) 山田さん、ちよつと半ばですが、先ほど皆さんの御同意を得まして、一時を限度といふことになつておるわけでありまして、まだ

鹿兒島の松元事件というのを承ることに
なつておるわけでありませう。時間
があまりなくなるわけでありませう。今
の問題は先ほども私のちよつと発言し
ましたように非常に重大な問題で私
個人としてもいろいろ意見もありま
す。しかしほかの方もおりだつたらうと
存じますので、ほかの機会にまた延ば
していただくことにしまして、きょう
はすぐに松元事件の方に移るというこ
とにいたしたいと存じますが、それで
いかがでございますか。

○山田節男君 ですから今申し上げた
ことを文部省に、言葉は尽しませんが、
一つ私はむしろこの制度を再検討す
るという、そうしてこれは委員会を
お開きいただいてあらためてやること
にして、一応質疑をここで打ち切つて
おきます。

○理事(竹下豐次君) それでは文部当
局にも重ねてこの問題につきましては
十分御研究をわづらわすことにいたし
まして、本問題は今日はこの程度で打
ち切ります。

○理事(竹下豐次君) 次に、鹿兒島県
の松元事件につきまして、政府委員の
御報告と申しますか……

○矢嶋三義君 質疑のほうがいいで
しょう。

○理事(竹下豐次君) 質疑のほうがい
いですか。

○矢嶋三義君 本会議でやったのです
からね。

○理事(竹下豐次君) それじゃ質疑を
していただきます、それに答えてい
ただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 昨日本会議でわが党の
藤原委員の質疑に対して文部大臣が答

弁されておりますが、それと関連して
伺ひます。

第一は文部省はこの事件をいつ知つ
たか、第二は教育委員会の報告書とい
うものが来ていつからか、それから
第三は制服の学生は何人関与したか、
第四はかようなケースは初めてである
かどうか、と同時に、全国的に制服の
学生がかような形で転落された数字を
警察当局から連絡を受けて持つておら
れるかどうか、こういう点を伺ひいま
す。そうしてあの本会議場で松村文部
大臣は、こういふ公開の席上で発言す
ることをはばかるほどのかような内容
であるというふうな、こういう表現を
されておりましたが、これは委員会に
ありますから、できるだけ一つ答弁し
ていただきます、それからこの問題
をきっかけに、文部省はいかにかよう
な問題に対処されようとしていられるか
という点、それから大きくは文部大臣
は昨日、これはいづれ文部大臣がおい
でになったときに時間をたつぷりかけ
て伺ひたいと思ひますが、松村文政の
一つの柱としての新生活運動と関連し
て答弁されているのです。御承知の
ように新たに新生活運動の予算につい
て五千万円を計上されているわけが、
そのほかに青少年団体の七千万円の
補助という形で、名目は社会教育特
別助成金として予算案に出されている
わけでありまして、新生活運動をいか
に展開して行かれようとしているのか
という点、これは時間がかかりま
すから、あらためて伺ひますが、昨日
の答弁では、この新生活運動と関連つ
けてこの問題の起らないように云々と
いうような答弁をされたのですが、ど
ういうお考えで文部省おられるのか、

承りたいと思ひます。時間があつた
ら局長から答弁して下さい。十分大臣
と話し合つていられるのでしうから。

○政府委員(寺本實作君) 文部省でい
つこの鹿兒島の不幸事件を知つたかと
いう話でございますが、文部省では教
育委員会からこういうことを積極的
に報告するやうな制度をまだとつてお
りません。それで問題になるまで、新
聞に出るまで実は承知いたしてござい
ませんでした。さうして照会いたしまし
て、まだ私は現物を見ておりません
が、けさ報告が到着したということ
でございます。新聞に出ましてから警
察、労働省の婦人少年局などに連絡を
いたしまして、真相を他の官庁から情
報をもらつたというのと同時に、現地に
照会したやうな状況でございます。
それから正式報告はいつであつた
か、それは今申し上げた通りでござい
ます。

制服の人間が何人関係しておつた
か、かようなケースがどうだったかと
いうことは、主管の局長から御報告申
し上げます。

なお、新生活運動と結びつけて大臣
が答弁されたと申しますのは、やはり
戦後国民全般の非常な気分のゆるみと
いうか、たがのゆるみがある、それを
締め直していくのが新生活運動だ、こ
ういふやうな考え方をいたしておりま
すので、こつとした非常な道義の弛緩
状態というやうな現象は新生活運動が活
発になつていけば自然におさまつてく
る、そういう考え方で大臣も本会議で
答弁されたものと考へております。
なお、新生活運動とからまつた七千
万円の社会教育の問題にもお触れにな

りました、この点も今具体的に計画
を立てております。

なお、先ほどの問題の旅行計画など
ともからまつて参りますが、青少年の
間に旅行したいという気分は非常に旺
盛だと思ひます。これをいい方向に
持つて行けば社会教育としても効果が
ある、こう思ひますので、先ほど山
田委員からお話がありました学校で統
制してやらんでもないとお話にも関係
いたしますが、青少年団の旅行活動と
いつたやうなものを社会教育の一環と
して進めていつたらどうか、そ
うしてそういうことが非常に盛んにな
れば、それとからみ合せて学校でみん
なをまとめて旅行させるといつ
たやうなことも再検討されてもいい
じやなからうか。ただ、今現在では、青
少年の間に旅行熱が非常に盛んであ
る、そういうときに、代るべき方法を
考へないでパターナリズムであるから
やめるといふことは、ちよつと今すぐ
は考へられんじやなからうか。前の
問題に関連しましてたいへん恐縮で
ございますが、社会教育のためにとつ
てある予算の問題に矢嶋委員からお触れ
になりましたので、関連してお答えい
たしておきます。

○政府委員(緒方信一君) いわゆる松
元事件に制服の生徒が何名関係がある
かというお話であります、私もまだ
だいたひ持つております資料では、県立
の高等学校の生徒が一名と、私立の高
等学校の生徒が四名、それから中学校
の生徒が一名、かように承知いたして
おります。

いろいろお話でございますが、私は今ま
でかような事件は聞いたことはないの
でございまして、従ひまして、従来の数
字等は持ち合せておりません。

○矢嶋三義君 私はこの問題は、重大
で深刻な問題で、解決も容易でない
し、それから議論もいろいろあると思
ひますが、教育の面にしほつて考へ
るのですが、これは学校における教育の
内容の面からも根本的にこつたものを起
らないようにする方策というものがあ
ると思ひますが、ただ事務的な面から
考へても、重大な点として考へてい
る点は、昔われわれが学生時代には出欠
というのを非常に厳重にやつていま
した。さうして遅刻とか早退とか、
か、いわゆる欠課といふものは非常に
厳重にやつておつた。あれはやはり自
由奔放になりがちな青少年の過ちを犯
すことをすいぶん私は防げておつたと
思ふのです。さういふものを的確に
やつておつたならば、この学生の一部
は授業時間中呼び出されて行つては
べつていられるわけなんです。さうい
ふことは僕は事務的な取扱ひだ
けでも防げるのじやないかと思ふの
です。さういふところに私はこれを機
会にやはり教育の実施面を再検討する
面があるのじやないか。一つのケース
は被害者にお気の毒でありますけれど
も、やはり教育の立場から取り上げて
二度三度と繰返さないといふことを勇
敢に決断力をもつてやる必要があるの
じやないか、これが一つと、それからこ
とに私はこの問題で重大なものは、も
み消し運動が権力を使つて組織的に
行われたといふことですね。この点は一
応今後私は国会の問題とする場合に
非常に重大でありますので、こゝは文

教員会でありまして、文部省は資料の提出を要求する権限があるわけですから、鹿児島県教育委員会に責任ある回答を一つ求めてもらいたい。そしてこの委員会に報告してもらいたい。と思うのですが、それは地方行政機関の権力も関係して、さらに非常に遺憾なことは真偽はわかりませんが、一部報道機関もこれに関係してもみ消し運動が展開されたというのは信じられんと思うのですけれども、そういうことが風のたよりに入っているのです。従ってそういう状況下に教育の責任者、当事者はどういふ良心的な教育者としての行動をとられたかということ、私は一応突きとめてみたいと思っておりますので、これは今直ちに答弁を求めたいと思っておりますから、鹿児島県教育委員会に書面をもつて問い合せ回答を求めて本委員会に報告していただきたい。これは要求です。第一

●政府委員(緒方一君) このたびの事件につきまして、先ほど政務次官からお答えがありましたように、実は教育委員会からも報告が今朝着いたような状態でございまして、私もまだ検討いたしておりました。従いましてこの事件に対しまして今の出欠の状況等につきましてはよくわからないのでございまして、まあちよつと聞きましたところでは、ふだんの出席はよかつたようになっております。しかしながら今お話のありましたように、いろいろ今の教育計画が複雑になっておりまして、教科学習と、それから教科外の活動等もございまして、非常に出欠のつかみにくいようなこともあろうかと思ひます。これらにつきましては生徒の

今後の生活指導と申しますか、補導と申しますか、そういう点に十分注意をして行く建前からいたしましては検討して行く必要があるだろうと考えています。

●矢嶋三義君 もう一つ聞きますが、政務次官に答弁していただきたいと思ひますが、伝えられるところによると、この問題に関与した方は地方公共団体の決議機関に席をおかれる人も関与しているやに聞いております。執行機関に席を置く方も関与しているやに聞いておるのです。そういうことになれば、これは教育面においてもそれは欠陥を検討したりして反省する面もありましようが、とてもこれは教育の面だけで救済し得る事柄ではないと思ひます。そこで私は松村文部大臣の御言葉に想起するのですが、新生活運動云々といふことを松村文部大臣が言われておりました。これは綱紀の粛正とも関連して参りますけれども、今政務次官の言われた旅行したい気持、それをうまく取り上げて青少年に健全な旅行の機会を与える云々という程度の新生活運動と結びつく程度では……私は聞き違ひでございまいしょうか。改めて答弁を伺ひましよう。

●政府委員(寺本廣作君) 新生活運動と関連いたしまして、一般の社会教育のための予算についても、矢嶋委員がお述べになったように思ひましたので、丁度今矢嶋委員からパターナリズムが強調されるから団体的に修学旅行をやらせろことを根本的に考え直すべきだといふお話がありました。実は文部省と地方の府県の教育委員会なり市町村の教育委員会との関係ではパターナリズムといふものはやないよう

に私たちは思つておるわけでありまして、教師と生徒の間にそれが残つておるかどうかといふことについては、これはやはり相当の御発言そのままでいたいただきかねる問題ではなからうかと思つたのです。それで適當の機会に私の意見を表明させていただきたいと思ひましたけれども、次の議題にお入りになりましたから、たまたま矢嶋委員から一般の社会教育の問題にもお触れになりましたので、その機会をとらえまして、非常に旅行熱が一般青少年の間に強いようだから、今その旅行熱を、希望を抑えて、何らかの形でやはり旅行の希望は満たしてやらなければならぬ、それで今修学旅行がその青少年の希望を満たす一つの方法であらうと思ひますので、それに代る方法を考えないで抑えようとするにいく、こゝ言ひましたので、一般の社会教育の中でそういうことを考えておられますといふことを申し上げましたので、松村文部大臣がお答えになりました新生活運動とは別個のものでございまして、二つのことが混淆いたしましたことを恐縮に存じます。

●矢嶋三義君 いずれその点についてはまたの機会に伺ひますし、また私は今調査中でありまして、文部省の報告資料が今来たばかりなんといふこととでございまして、今日お約束の時間も刻々迫つておりますので、他に質疑のかたがなければ私はこの問題に関する質疑は打ち切ります。ただ今朝委員長にお願ひしてありましたように、非常に緊急な、時間がかりませんが、自治庁に対する質問は五分もあれば終りますから、この問題に関する他の委員の

質疑が終つた後にそれだけやらしていただきます、お願ひします。

●松原一彦君 今の問題について、矢嶋委員の調査を要求された第三項に、かかる場合教育者としては如何なる行動をとつたかといふことをば改めて御報告されたいと思ひますが、私はこれに賛成しますから、是非詳細にお調べ願ひたい。子供が不幸に陥つた結果、火の中に飛び込み水に入つて殉職する以上にかくのごとき子供が犯罪にされておる。子供の権利が蹂躪されておる際に学校長並びに監督教育者が一体どういふ処置をとつたか、火に入り水に入るほどの責任を感じなかつたかどうか。それを知らなかつたじゃ済まされない、十二分に御調査願ひたい。

●矢嶋三義君 自治庁当局に質問いたしまして、御承知の通り先般国会法は改正になりました、予算を伴う法律案を議員が国会に提出したときには政府に対してその法律案に対する見解を述べる機会を与えなければならぬ、かような改正をやつたわけですね。私は参議院の国会法改正の小委員でもあり、これをつぶさに検討したものであります。どういふ段階に政府の所見を述べさすべきかといふことについても、国会法小委員会でも議論し速記に残してあるわけですね。

〔理事竹下豊次君退席、委員長着席〕

これだけはあなたも御承知と思ひます。そこで私が伺ひたいのは、それがどこでいつ出されるか、ここで私が申し上げる必要はないと思ひますが、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常実施の確保に関する内容を持った法律案を議員立法の形で国会に出したいという事柄は、衆議院にもございまいし、参議院においても、各党の関係委員でいろいろと今まで議論して参つたところと今また事女子公務員に關係する問題であるだけに、女性議員の皆さんもいろいろと関心を持たれて、それぞれ御勉強なさつておるやに承つております。ただこの、そういう内容の法律案がいつ国会に出るという事は、私はここで今承知いたしておることは、そこがですね、この国会のあるいは政党内閣あるいは議員個人の動きに対して、自治庁名をもつて、かような事柄を内容とする法律には基本的に賛成したいといふ文書を流されておるわけですが、この文書は流されておるわけですが、いかなる根拠のもとにどういふお考えにおいて流されたかといふことを承知いたします。長く御答弁は要りませんから簡単に一つ……

●説明員(松島五郎君) お答えをいたします。かねてから女子教育職員の産前産後の休暇中におきますその間を代理いたします教員を補充するといふ問題について国会方面に御案があるといふことを聞き及んでおつたのでござい

ます。この点につきましては、われわれといたしましては地方財政及びその他の現状から申しまして、今この提案をなされましても、自治庁当局といたしましてはにわかに賛成を申し上げることが困難ではないかといふふうに考えていたものでございまして、で、ただいまお話の通り、正式に御提案になりました場合に、政府としてあらためて意見の提出をさせていただく機会はおもろく考えられることと考えております。

課長として、こういう文書を国会のこ
ういふ委員会に出されたものが、その
御参考にしていただければ、正式のも
のではないとは少しおかしいじゃない
ですか。これはあなた、たとえば私の

修正案、あるいは法律案の修正、あるいは単独立法というものを政策に基いてされるでございましょうが、それをする前にそれらの政党支部の政策に賛成したいとかいうような、かような、

「経済学部」を「経済学部」に、同表佐賀大学の項中「教育学部」を「教育学部」に、同表鹿児島大学の項中

る。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の三の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。

一、国旗記念日制定に關する請願
(第一六七号)

一、世界平和の日制定に關する請願
(第一七五号)

一、五大市の教育財政に関する請願
(第一八四号)

一、大都市の急増学童収容に関する請願(第一八五号)

第一六七号 昭和三十年四月二十二日受理

国旗記念日制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市上馬場町 西片平次郎

紹介議員 村上 義一君

国旗の尊榮及びその歴史的意義を全国民が認識、理解するとともに、平和日本の象徴及び日本国民の進歩発展する旗印として国旗を愛し、崇拝する美しい心情をかん養するため、一月二十七日を国旗記念日に制定せられたいとの請願。

第一七五号 昭和三十年四月二十五日受理

世界平和の日制定に関する請願

請願者 京都市東山区山科九条山一七 河合栄治

紹介議員 大野木秀次郎君 中川 以良君

終戦詔書の中に「万世のために太平を開く」と示されているが、これは日本国民が終戦を期して世界平和のために寄与するようさとされたものであつて、この決意と再認識こそ現下もつとも必要とするところであるから、終戦の日である八月十五日を「世界平和の日」として国民祝祭日に加えられることの請願。

第一八四号 昭和三十年四月二十五日受理

五大市の教育財政に関する請願

請願者 名古屋市中区市立栄小 学校内 伊藤丈夫

紹介議員 大谷 賛雄君

現在教育財政に関しては、府県にその権限があり五大市の実情にそつた教育予算の配分が行われていないため、学校運営上、不都合な事が起り五大市の教育能力を害するものがあるから、(一)五大市教育委員会に都道府県教育委員会と同等の権限を与えること、(二)五大市の教員給与機関を市に移譲すること、(三)五大市の教育財政に関する権限を各市(五大市)に移譲することの請願。

第一八五号 昭和三十年四月二十五日受理

大都市の急増学童収容に関する請願

請願者 名古屋市中区市立栄小 学校内 伊藤丈夫

紹介議員 大谷 賛雄君

大都市の人口増加に伴い、特に六大都市における学童の急増は、これが収容対策の上に支障をきたし、不正常授業をもつて、漸く局面を切り抜けている現状である。加うるに昭和三十年度の入学児童は一層増加して、かかるこの塗的な手段をもつては、到底健全な義務教育を全うすることはできない状態であるから、すみやかに学童収容の臨時措置法を制定され、大都市における急増学童収容の抜本的対策を講ぜられたいとの請願。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立学校施設の危機打開に関する請願(第一九四号)

一、神奈川県横須賀市追浜所在官修墳墓の祭し等復活に関する請願(第二〇四号)

一、岩手県に国立水産大学設置の請願(第二四九号)

第一九九号 昭和三十年四月二十七日受理

公立学校施設の危機打開に関する請願

請願者 埼玉県浦和市役所内崎 義典外五名

紹介議員 小林 英三君

埼玉県下の公立小中学校施設の現状は、昭和二十二年以来約二十一万坪の建築を了したにもかかわらず、なお緊急に解決を要する幾多の問題を残しているから、昭和三十年度公立文教施設整備国庫負担予算の計上に際しては、(一)すみやかに危険校舎を解消するに足る改築国庫補助予算最低五十五億円の計上、及び高等学校も補助の対象となし得るよう現行法の一部を改正すること、(二)新教育に即した授業を円滑に行い得るまでに中学校々舎の整備を図るとともに、町村合併による中学校の統合を促進するため、中学校々舎整備国庫負担予算を最低四十六億計上すること、(三)中学校屋内運動場整備費国庫補助において地域制限を撤廃することともに、最低十二億円を支出すること等の実現を期するよう取り計らわれたいとの請願。

第二〇四号 昭和三十年四月二十七日受理

神奈川県横須賀市追浜所在官修墳墓の祭し等復活に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市根岸 町二ノ一六五 大岩義一 外二名

紹介議員 一松 定吉君

神奈川県横須賀市追浜にある官修墳墓の祭し及び管理が太平洋戦争の開戦から終戦時まで停止されていたことはやむを得ないが、官修墳墓に関する法規だけが占領政策実施後といえども廃止されることがなく存置されているにもかかわらず、官により一回の修善施行及び祭し執行もない実情であり、また既に独立国となつた今日、政府においては外地戦没者の遺骨を逐次収容し、無名戦士の墓碑建設をも決定したのに、官修墳墓下に永眠する殉国の英霊に対しては未だ何等の施策がなく全く国民から忘れられようとしていることはまことに遺憾であるから、すみやかに本官修墳墓に対する経費を設け、昭和三十年度から祭し及び管理を復活せられたいとの請願。

第二四九号 昭和三十年四月三十日受理

岩手県に国立水産大学設置の請願

請願者 岩手県議会議長 中野 吉郎

紹介議員 川村 松助君

最近の本邦における水産界は、定置漁業の不振から近海から沖合漁業へと積極的な漁法への転換の必要に迫られている現状であり、これが遅々として進展をみないことは、漁獲物の処理施設の完備、漁港施設の整備または資金難等の諸問題もあるが、漁法の科学的高度化とさらに近代化への一大転換に処して最高水準教育施設の欠如に基因するものとして国立水産大学施設の充実には刻下喫緊の要請とされている。幸いに本県は水産に対し古い歴史と豊富な経験とを有し、研究地域として最も適した国立水産大学設置の条件を具備しているから、すみやかに本県に国立水産大学を設置せられたいとの請願。

昭和三十年五月十九日印刷

昭和三十年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局